［五］［略］

［六］［略］

［七］［略］

八　五、二一〇MHzの周波数の電波を小電力データ通信システムの無線局の五、五三〇MHz、五、六一〇MHz又は五、六九〇MHzの周波数の電波と同時に使用する場合の変調方式、送信装置の空中線電力及び一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力については、第一号、第三号及び第四号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

［(1)～(3)　略］

五、一二三・六〇MHz以上二MHzを超え八六・八MHz未満五、一五〇MHz以下	七五マイクロワット以下
五、二五〇MHz以上四一MHz未満五、二五一MHz未満	次に掲げる式による値以下 $10^{\log 5-(f-40)+\log(1/4)}$ ミリワット
五、二五一MHz以上五、二九〇MHz未満	次に掲げる式による値以下 $10^{\log 5-(8/380)(f-41)-1+\log(1/4)}$ ミリワット
五、二九〇MHz以上五、二九六・七MHz未満	次に掲げる式による値以下 $10^{\log 5-(3/100)(f-80)-1.8+\log(1/4)}$ ミリワット
五、二九六・七MHz以上五、四八〇MHz以下	一二・五マイクロワット以下

注　fの単位は、MHzとする。

［六］［同上］

［七］［同上］

［八］［同上］

九　五、二一〇MHzの周波数の電波を小電力データ通信システムの無線局の五、五三〇MHz又は五、六一〇MHzの周波数の電波と同時に使用する場合の変調方式、送信装置の空中線電力、一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力及び帯域外漏えい電力については、第一号及び第三号から第五号までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

［(1)～(3)　同上］